

令和3年第1回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月4日（木）午前10時開議

日程第1	議案第3号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第4号	取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第7号	取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第8号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
	議案第10号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第12号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第13号	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第5	議案第14号	取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第15号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第16号	市道路線の認定について
日程第6	議案第17号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）

日程第7	議案第18号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第19号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第20号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
	議案第21号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第22号	令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8	議案第23号	令和3年度取手市一般会計予算
日程第9	議案第24号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第28号	令和3年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第29号	令和3年度取手市地方公平委員会特別会計予算
日程第10	議案第25号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第26号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第27号	令和3年度取手市介護保険特別会計予算
日程第11	委員会提出議案第1号	取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第12	意見書案第1号	新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書について
	意見書案第2号	生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書について
	意見書案第3号	75歳以上の医療費窓口負担1割から2割への引き上げ撤回を求める意見書について
日程第13	休会の件	

議案付託表

令和3年第1回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第 3 号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	取手市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	令和3年度取手地方公平委員会特別会計予算

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第 7 号	取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
議案第 10 号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
議案第 20 号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
議案第 21 号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
議案第 25 号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 26 号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 27 号	令和3年度取手市介護保険特別会計予算

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第14号	取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第15号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第16号	市道路線の認定について
議案第18号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号	令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第24号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第28号	令和3年度取手市競輪事業特別会計予算

○一般会計決算・予算審査特別委員会

事件の番号	件名
議案第17号	令和2年度取手市一般会計補正予算（第10号）
議案第23号	令和3年度取手市一般会計予算

議案第 23 号 令和 3 年度一般会計予算
質疑通告一覧表

令和 3 年第 1 回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項 (一般会計当初予算 に係る事項)	質疑要旨 (質疑事項について具体的に記入)	予算書又は 予算説明書の ページ等
1	鈴木三男 議員	地球温暖化対策の推進に 要する経費について	1 自立・分散型エネルギー設備導入 促進事業費補助金と住宅用太陽光発 電システム設置補助金の具体的内容	予算書 P165
		農業振興費について	1 農業公社事業円滑化補助金 560 万 円の具体的な用途	予算書 P177

2	細谷典男 議員	予算編成の基本的考え方 について	<p>1 取手市予算編成にあたって、政府の財政支出をどのように評価したか</p> <p>(1) 財政規律（プライマリーバランス）を維持していると考えているのか</p> <p>(2) 日本経済に与える影響は</p> <p>(3) 地方財政に及ぼす影響は</p> <p>2 取手市予算において財政規律は守られているのか（プライマリーバランス、バリューフォーマネー、スクラップ&ビルド）</p> <p>(1) この観点で組織の改廃を行ったか</p> <p>(2) 臨時財政対策債増加の要因は何か</p> <p>3 政府の金融財政政策の方向から予算を編成する際何を考慮したのか</p> <p>(1) 貨幣価値は下がり資産は価値を増す。つまりインフレに近づく。貯金よりも借金が有利（プライマリーバランスの考え方は棚上げ）という視点は考慮したか</p> <p>(2) 投資すべき事業に積極的に取り組むことが現下の経済の流れに乗ることが大事だがこの視点を考慮したか</p> <p>(3) 桑原、西口など大型開発は早期実現が重要だがこの視点は考慮したか</p> <p>(4) 不動産は需要が増すことから不要な施設等は売却を準備することが大事だが考慮したか</p>	
---	------------	---------------------	---	--

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年3月4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

議員の出産に伴う欠席期間の範囲を明文化するとともに、行政手続における押印の見直しとして、これまで請願者に対して求めていた請願書への署名かつ押印を署名又は記名押印を求めることとする等所要の規定の整備を行うため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務</u>、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 議員は、<u>第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に文書により届け出なければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務</u>、疾病、看護、介護、<u>配偶者の出産補助</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、委員会の会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、<u>出産の立会い</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 議員は、<u>前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく議長に文書により届け出なければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、疾病、看護、介護、<u>出産</u>、<u>出産の立会い</u>、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により、委員会の会議を欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに委員長に文書により届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p>

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

3 委員は、第1項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4及び5 (略)

2 委員は、前項ただし書の規定により事前に会議の欠席、遅参又は早退の届出をすることができなかつたときは、届け出ることができるようになった後に遅滞なく委員長に文書により届け出なければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合にはその所在地)及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、複数人による請願の場合、これを代表する者以外の署名については、押印を省略することができる。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第1号

新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月 4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 細谷典男

〃 〃 遠山智恵子

新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染症について、また新型コロナウイルスワクチンについては、情報が様々あり、また刻々と変化し、社会全体に不安が広がったままです。そんな中、いよいよ2月17日から、新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。厚生労働省ホームページには、

- ① 接種を受けることは強制ではなく、しっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種する
- ② 予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受ける
- ③ 職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしないと明記されています。

また、ワクチンについては

(ア) ワクチンの効果の持続期間は、メーカーによっても異なり、まだ明らかではない

(イ) ワクチン接種による集団免疫の効果があるかどうかはまだ不明である

(ウ) mRNAワクチンは、遺伝情報を人体に投与するという実用化が初めての新しい仕組みのワクチンであり、人体への影響があるかどうか、まだ不明である

ことも明記されています。

このように、ワクチン接種は強制ではなく（①～③）、効果も副反応も未知数（(ア)～(ウ)）なので、接種を控える方もいらっしゃると思えます。しかし、ワクチン接種による集団免疫効果はまだ不明であるものの、一定割合の方が接種しないと、集団免疫効果の判断もできません。効果を実証するためにも、できるだけ多くの方に安心して接種してもらうために、正確な情報を適宜提供する必要があります。

また、ワクチン接種に関して懸念されることとして、ワクチンを接種しない方へのバッシングがあります。これまでも、新型コロナウイルス陽性者や感染者への心無い中傷や、マスク警察といった同調圧力により、たくさんの方が傷ついていらっしゃいます。ワクチン接種に関して高い優先順位を与えられる医療や福祉の現場で勤務する人々が、接種をしなければ業務に従事できないといった、同調圧力がかけられることが想定されます。また、接種証明書を発行するとのことですが、証明書を持たないことにより、行動が制限されたり差別されるなど、社会生活が送りにくくなることも懸念されます。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

記

- 1 各自治体に対し、ワクチン接種の案内通知には厚生労働省ホームページに掲載されている①～③、(ア)～(ウ)の内容を明記するよう通知すること。
- 2 個人の自己決定権が優先・尊重され、ワクチンを接種しない選択をした場合、行動が制限されたり差別されるなど、社会生活が送りにくくなることのないよう対策すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣

意見書案第2号

生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月 4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 細谷典男

〃 〃 遠山智恵子

生活保護を必要な人が必要な時に受けられるよう制度の見直しを求める意見書（案）

厚生労働省は2021年1月6日、昨年10月分の生活保護申請は1万8621件で、前年同月と比べ1.8%（335件）増えたと発表しました。コロナ禍の影響で仕事や住まいを失い、生活保護申請は増え続けていると思われませんが、依然として、日本は先進国に比べ生活保護の捕捉率は低いままです。日本弁護士連合会の調査によりますと、2018年度の捕捉率は韓国60%、イギリス87%、ドイツ85%、フランス90%に対し、日本はわずか19.7%にとどまっています。

日本の捕捉率が国際的に群を抜いて低い状況である理由には、生活保護は恥だとする風潮や、親族への扶養照会など申請を躊躇させる手続きなどがあります。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活困窮者が増加する中、昨年12月、厚労省はウェブサイトに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずご相談ください」とアップしました。しかし、申請を躊躇させる事象そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談すること」は期待できません。

扶養照会については、生活保護法第4条2項に定める「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」に基づいていますが、必ず行わなければ保護決定できない、扶養照会が完了しないと保護決定できないものではありません。しかし、運用として扶養照会をほぼ義務化している自治体もあり、そのことが、家族関係の悪化を恐れる方や既に絶縁状態にある方々にとっては、保護申請への非常に高いハードルとなっています。相当の理由が認められる場合は扶養照会しなくてもよいということが、各自治体の共通認識となる必要があります。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

記

- 1 扶養照会は、保護決定の際の絶対条件ではないことを、明確に各自治体に通知すること。
- 2 生活保護を必要とする全ての人が安心して利用できる制度として強化すること。
- 3 引下げが続いている生活保護基準の引上げを図ること。
- 4 制定当時から社会が著しく変化しており、実態に合わなくなっている生活保護法に係る民法の条文改正（民法第877条（扶養義務者））を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣

意見書案第3号

75歳以上の医療費窓口負担1割から2割への引き上げ撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月4日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 小池悦子

75歳以上の医療費窓口負担1割から2割への引き上げ撤回を求める意見書（案）

政府は、75歳以上の医療費窓口負担について、1割から2割負担に引き上げることを決めました。関連法改正案を今通常国会に提出し、2022年度後半に引き上げを実施する構えです。法改正案は、引き上げの対象を370万人とし、年収200万円以上（単身世帯の場合）と、夫婦共に75歳以上の場合、年収計320万円以上で、一人当たり平均3万4千円の負担増です。

そもそも社会保障給付は国民の権利であり、高齢者は長年にわたって社会保険料や税金を納めてきています。「現役世代への負担が大きい」のは政府の責任です。

高齢者給付の増大が、現役への給付が不十分な要因ではありません。世代間対立をあおるべきではありません。

1割負担でも深刻になっている高齢者の受診控えが、コロナ禍の中の受診抑制と重なり、高齢者の命と健康をどのように守るのが今問われています。このような時に、窓口負担を引き上げるのは、早期発見、早期治療に逆行し、受診控えに追い打ちをかける政策です。

「負担能力に応じたものに改革する」というのなら、高額所得者からの保険料を能力に応じた負担とすべきです。また、国の社会保障財源の確保を消費税でなく、「兵器爆買い」など防衛費（軍事費）の縮小、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保すべきです。

以上のことから、75歳以上の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げの撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 財務大臣